

総合植林計画（ⅠⅠ）【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成30年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア共和国
(2) 案件名	総合植林計画（ⅠⅠ）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを 含む	<p>チュニジアの5県（ベジャ県、ジェンドゥーバ県、ケフ県、シリアナ県及びザグアン県）において、植林、森林火災対策、地域住民の生計支援等の包括的な森林保全活動を行うことにより、森林再生やその持続的管理、及び同地域における自然環境改善を図るもの。</p> <p>案件の内容 ・上水道施設の整備 ・コンサルティングサービス</p> <p>ア 閣議決定日：平成20年3月28日 イ 供与限度額：31.28億円 ウ 金利：0.65% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、2006年時点でサハラ砂漠を除くチュニジアの国土の森林面積は125万haであり、チュニジア政府は「森林放牧開発国家計画」を策定し、森林植林を新たに19万ha拡大し、2011年までに森林率を16%に引き上げる目標を掲げていた。2012年時点で国土の森林面積は134万haであり、森林率は徐々に増加中であるが、森林劣化による水土保持機能の低下、土壌の喪失及び洪水の危険の軽減が引き続き課題となっている。チュニジア政府は「森林国家戦略（2015～2024年）」において、森林植林を新たに32万ha拡大する目標を掲げており、植林森林再生や持続的管理を強化することによって自然環境改善を行う必要性が引き続き見込まれることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 2010年から2011年にかけて発生したチュニジア国内の民主化運動の影響を受け、治安の悪化、入札不調・再入札、行政機関の混乱等が生じたことから事業が遅延していたが、遅延に係る問題は解決し、現在事業は順調に進められており、本事業は2021年10月頃までに完了する見込み。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており、事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表

(<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html>)
・ そのほか国際協力機構から提出された資料